

長崎市子育て世帯ウェルカム補助金のご案内

長崎市へ移住し、仕事をされる子育て世帯^{※1}の方に対して補助金を交付します！

申請前に電話、メール等で必ずお問い合わせください！

補助金額 **35** 万円

※1 子育て世帯：中学生以下の世帯員が同一世帯内に1人以上いる世帯のことです。
また、移住元で妊娠中であった場合も対象となります。



交付には要件があります。主な要件として、次の1、2、3があり、全てに該当する方が対象となります。次の要件のほか、裏面に掲載する要件を満たす必要がありますので、ご確認ください。

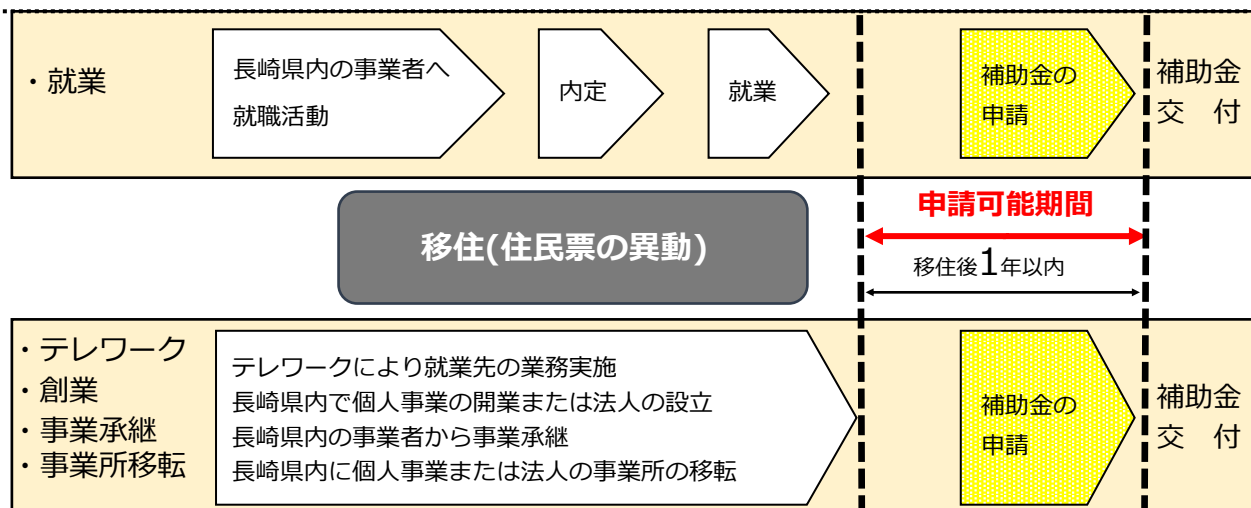
対象者の主な要件

- 1 移住元 **1年以上、長崎県外に在住していた方**
- 2 移住先 **長崎市内に転入後1年以内の方^{※2}**(5年以上継続して居住する意思が必要)
- 3 仕事 **次のア～オのいずれかの方**
 - ア **長崎県内に事業所を有する事業者^{※3}に就業した方**(5年以上継続して勤務する意思が必要)
 - イ **長崎県外の事業者に所属し、テレワークで業務を行っている方**
 - ウ **長崎県内で個人事業の開業または法人の設立をした方**
 - エ **長崎県内に個人事業または法人の事業所を移転した方**
 - オ **事業承継を行った方**

※2 3月21日から3月31日は申請ができませんので、ご注意ください。

※3 事業者：事業を行う個人(個人事業者)及び法人のことです。

交付までの流れ



お問い合わせ先

長崎市企画政策部長崎創生推進室

住所：〒850-8685 長崎市魚の町4-1 9F

電話：095-829-1249

E-mail：sousei@city.nagasaki.lg.jp



ホームページ



E-mail

補助金の対象要件

補助金の交付対象となる方は、次の1に規定する全ての要件を満たし、2～6に規定する要件のいずれかを満たす方です。

1 共通(1)～(8)全てを満たしていること

- ☐ (1)転入する前日まで、連続して1年以上長崎県外に居住していたこと
- ☐ (2)移住元において、子育て世帯または補助対象者もしくは同一世帯に属していた世帯員が妊娠中であったこと
- ☐ (3)転入日から子育て世帯ウェルカム補助金(以下「補助金」という。)の申請日までの間に、子育て世帯に属していること
- ☐ (4)転入後1年以内であること
- ☐ (5)補助金の申請日から5年以上、長崎市に継続して居住する意思があること
- ☐ (6)世帯員の全員が暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者ではないこと
- ☐ (7)日本人または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有していること
- ☐ (8)長崎市の市税を滞納していないこと

2 就業の場合(1)～(5)全てを満たしていること

- ☐ (1)勤務地が長崎県内に所在すること

- ☐ (2)就業先が、長崎県内に事業所を有する個人事業者または法人であること
- ☐ (3)週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、補助金の申請時において就業先に在職していること
- ☐ (4)補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること
- ☐ (5)転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

3 テレワークの場合

- ☐ (1)県外の事業者にも所属し、就業先からの命令ではなく、自己の意思により長崎市を生活の本拠とし、テレワークにより就業先の業務を行うこと

4 創業の場合

- ☐ (1)長崎県内で個人事業の開業または法人の設立を行っていること

5 事業承継の場合

- ☐ (1)長崎県内の事業者から事業承継し、新たにその事業者の代表者となっていること

6 事業所の移転の場合

- ☐ (1)長崎県内に個人事業または法人の事業所を移転していること

補助金申請時の書類

申請書類	就業	テレワーク	創業	移転	事業承継
☐ 補助金交付申請書(要綱第1号様式)	○	○	○	○	○
☐ 【国内移住】移住元の住民票謄本または住民票の除票の写し ※住民票の除票は、自治体によって証明内容が異なります。1枚で世帯員全員の続柄、転入・転出日がわかる場合は1枚、世帯員1人ずつしか証明できない場合は、申請者と中学生以下の世帯員のどなたか1人の分をご用意ください。	○	○	○	○	○
☐ 【国外移住】転入する前日まで1年以上長崎県外に居住していたこと、子育て世帯だったことが分かる書類の写し(例：パスポートなど) ※外国語によって作成されたものについては、翻訳者を明らかにした訳文を添付してください					
☐ 本市の住民票謄本	○	○	○	○	○
☐ 本市の市税を滞納していないことの証明書(完納証明書)	○	○	○	○	○
☐ 就業証明書(就業：第2号様式、テレワーク：第3号様式)	○	○	—	—	—
☐ 【個人事業主】個人事業の開業届出書(税務署提出)または個人事業開業・廃業・休業・変更届出書(長崎県提出)の写し	—	—	○	—	○
☐ 【個人事業主】所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書(税務署提出)または個人事業開業・廃業・休業・変更届出書(長崎県提出)の写し	—	—	—	○	—
☐ 【法人経営者】法人設立届出書(税務署提出)または法人設立(設置)届(長崎県提出)の写し	—	—	○	—	—
☐ 【法人経営者】異動届出書(税務署提出)または法人異動届(長崎県提出)の写し	—	—	—	○	○
☐ 日本国籍を有しない場合は、在留カードまたは特別永住者証明書の写し	○	○	○	○	○
☐ 移住元で妊娠中であった場合は、母子健康手帳の写しなど	○	○	○	○	○

注意事項(補助金の返還について)

補助金の交付を受けた方が、補助金の申請日から5年以内に長崎市から転出したときは、**当該補助金を全額一括返還していただきます**。また、返還が発生した場合、当該補助金を受領した日から返還する日までの日数に応じ、**年10.95%の加算金が発生します**ので申請にあたってはよくご検討ください。

【例】受領から2年後に長崎市から転出した場合 ⇒ ●補助金返還額：35万円 ●加算金額：約8万円